

議 事

報 告 事 項

報告第 2 1 号

新町の町章について（その 2）

「みなべ町」町章について報告する。

平成 16 年 3 月 24 日提出

南部町・南部川村合併協議会

会 長 山 田 五 良

報告第 16 号 新町の町章について														
事務協議	「みなべ町」町章図案募集要項 「みなべ町」町章図案選定委員会設置要綱 (平成 16 年 1 月 22 日 第 11 回協議会協議)													
報告事項	「みなべ町」町章図案選定委員会設置要綱第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる委員について報告する。 <table border="0" style="width: 100%;"><tr><td></td><td style="text-align: center;">(南部町)</td><td style="text-align: center;">(南部川村)</td></tr><tr><td style="text-align: center;">2 号委員</td><td style="text-align: center;">出口幸三郎</td><td style="text-align: center;">井口恵子</td></tr><tr><td></td><td style="text-align: center;">出口久仁子</td><td style="text-align: center;">大木譲治</td></tr><tr><td style="text-align: center;">3 号委員</td><td colspan="2" style="text-align: center;">大鋸礼子</td></tr></table>			(南部町)	(南部川村)	2 号委員	出口幸三郎	井口恵子		出口久仁子	大木譲治	3 号委員	大鋸礼子	
	(南部町)	(南部川村)												
2 号委員	出口幸三郎	井口恵子												
	出口久仁子	大木譲治												
3 号委員	大鋸礼子													

「みなべ町」町章図案選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「みなべ町」町章図案募集要項(以下「要項」という。)第5条の規定に基づき、「みなべ町」町章図案選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、要項第2条に掲げる「みなべ町」町章図案の中から、採用候補作品5点以内を選定する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 合併協議会委員である議会の議員各町村1名、学識経験者各町村1名
 - (2) 合併協議会委員以外のもので、各町村が推薦するもの各2名
 - (3) デザインの知識を有するもの1名
- 計9名

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長1名
 - (2) 副委員長1名
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、南部町・南部川村合併協議会において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年1月22日から施行する。

委員のプロフィール

南部町が推薦する者 2名

1. 出口 久仁子さん

南部中学校美術教諭

2. 出口 幸三郎氏

南部町商工会イメージキャラクター「ウーちゃん」、当合併協議会ホームページ掲載のマンガ「ごきげんウメさん合併編」の作者。

南部川村が推薦する者 2名

1. 井口 恵子さん

井口食品株式会社専務 絵画を趣味とされ、多くの作品を制作。

2. 大木 譲治氏

県立南部高等学校 美術教諭

デザインの知識を有する者 1名

1. ^{おおが}大鋸 礼子(旧姓 西原)さん

1983年～1998年まで大手広告代理店からの委託を受け、企業広告制作(キャッチコピー、イラストなど担当)に携わる。現在はフリーで広報誌の編集を行っている。

報告第 2 2 号

コミュニティバスの検討について

コミュニティバスの検討について報告する。

平成 16 年 3 月 24 日提出

南部町・南部川村合併協議会

会 長 山 田 五 良

コミュニティバスの検討について	
事務協議	<p>1. コミュニティバスの実施について検討を行う基礎資料として、地域の交通の現状を把握するため別紙のとおり「みなべ町のバスに関するアンケート」を実施する。</p> <p>2. 新町におけるコミュニティバス事業の実現化に向けて調査研究を行うことを目的に「コミュニティバス導入検討委員会」を設置する。</p> <p>(平成 16 年 1 月 22 日 第 11 回協議会協議)</p>
報告事項	<p>「みなべ町のバスに関するアンケート」結果について報告する。(中間報告)</p>